

令和 7 年第 2 回定例会議案説明資料

- 1 議案第 8 6 号 千葉市都市公園条例の一部改正について…………… P 2
- 2 議案第 8 8 号 青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について…………… P 6
- 3 議案第 9 0 号 議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修工
事に係る工事請負契約）…………… P 8
- 4 議案第 9 1 号 議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修電
気設備工事に係る工事請負契約）…………… P 9
- 5 議案第 9 2 号 議決事件の一部変更について（千葉市総合保健医療センター大規模改修機
械設備工事に係る工事請負契約）…………… P 1 0
- 6 議案第 9 3 号 議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修工事に係
る工事請負契約）…………… P 1 1
- 7 議案第 9 4 号 議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修電気設備
工事に係る工事請負契約）…………… P 1 2
- 8 議案第 9 5 号 議決事件の一部変更について（千葉市療育センター大規模改修空調設備
工事に係る工事請負契約）…………… P 1 3

議案概要

所属名 公園緑地部公園管理課

議案番号 第86号

議案件名 千葉市都市公園条例の一部改正について

議案書 P67～78

1 改正の趣旨

(1) 有料公園施設の供用時間の変更

近年の利用状況を踏まえて、花島公園弓道場の供用時間を変更する。

(2) 指定管理者に管理を行わせる有料公園施設の利用料金の上限額の改定

受益者負担の適正化及び物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、現指定管理期間が令和8年3月31日で満了となる有料公園施設について、利用料金の上限額を改定する。

2 改正の内容

(1) 有料公園施設の供用時間の変更

別表第2の花島公園弓道場の供用時間について、「午前9時から午後5時まで」を「午前9時から午後9時まで」に変更する。

(2) 指定管理者に管理を行わせる有料公園施設の利用料金の上限額の改定

① 対象施設

- ・都市緑化植物園みどりの相談所（講習室）
- ・亥鼻公園集会所
- ・都市公園スポーツ施設

千葉公園（水泳プール、総合体育館（メインアリーナ、サブアリーナ、弓道場、柔道場・剣道場、バスケットコート））

みつわ台第2公園（野球場、庭球場）

古市場公園（野球場、庭球場）

有吉公園（野球場、庭球場）

稲毛海浜公園（野球場、球技場、庭球場、屋内運動場）

袖ヶ浦第4緑地（庭球場）

花島公園（球技場、庭球場、体育館、トレーニング室、弓道場）

犢橋公園（野球場）

昭和の森（球技場、庭球場）

② 料金改定の考え方

「千葉市公共施設使用料等設定基準」に基づき、利用料金の上限額を改定する。なお、改定により大幅な増額とならないよう、改定率については現行料金の概ね1.3倍の範囲とする。

【算定式】

利用料金単価 = 施設の管理運営費 × 受益者負担率 ÷ 利用数

※受益者負担率／都市緑化植物園みどりの相談所（講習室）・亥鼻公園集会所：20%、
都市公園スポーツ施設：50%

③主な利用料金の上限額の改定例

別紙のとおり

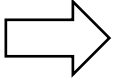
3 施行期日

令和8年4月1日

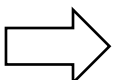
千葉市都市公園条例の一部改正について

○主な利用料金の上限額の改定例

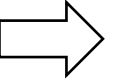
(1) 都市緑化植物園みどりの相談所(講習室)

区分	改定前		改定後
午前9時から正午まで	930 円		<u>1,200 円</u>
午後1時から午後5時まで	1,250 円		<u>1,620 円</u>
午前9時から午後5時まで	2,180 円		<u>2,820 円</u>
時間外(1時間につき)	300 円		<u>400 円</u>

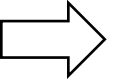
(2) 亥鼻公園集会所

区分	改定前		改定後
午前9時から正午まで	1,300 円		<u>1,690 円</u>
午後1時から午後5時まで	1,740 円		<u>2,260 円</u>
午前9時から午後5時まで	3,040 円		<u>3,950 円</u>
時間外(1時間につき)	420 円		<u>560 円</u>

(3) 野球場

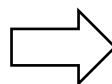
区分	改定前			改定後	
	2時間	午前9時から 午後1時まで・ 午後1時から 午後5時まで		2時間	午前9時から 午後1時まで・ 午後1時から 午後5時まで
一般	1,440 円	2,890 円		<u>1,870 円</u>	<u>3,740 円</u>
高校生	690 円	1,380 円		<u>930 円</u>	<u>1,870 円</u>
小・中学生	460 円	930 円		<u>620 円</u>	<u>1,240 円</u>

(4) 庭球場(1面、2時間につき)

区分	改定前			改定後	
	クレー	オールウェザー		クレー	オールウェザー
一般	460 円	630 円		<u>590 円</u>	<u>810 円</u>
小・中・高校生	300 円	460 円		<u>390 円</u>	<u>540 円</u>

(5) 体育館（個人使用）

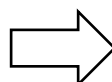
区分	改定前	
	2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
一般	220 円	110 円
中・高校生	100 円	50 円
小学生以下	70 円	35 円



改定後	
2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
<u>280 円</u>	<u>140 円</u>
<u>140 円</u>	<u>70 円</u>
<u>90 円</u>	<u>40 円</u>

(6) トレーニング室（個人使用）

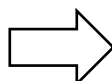
区分	改定前	
	2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
一般	220 円	110 円
中・高校生	100 円	50 円



改定後	
2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
<u>280 円</u>	<u>140 円</u>
<u>140 円</u>	<u>70 円</u>

(7) 弓道場（個人使用）

区分	改定前	
	2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
一般	220 円	110 円
高校生	100 円	50 円
中学生	70 円	35 円



改定後	
2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
<u>280 円</u>	<u>140 円</u>
<u>140 円</u>	<u>70 円</u>
<u>90 円</u>	<u>40 円</u>

議案概要

所属名 公園緑地部公園管理課

議案番号 第88号

議案件名 青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について

議案書 P81～85

1 改正の趣旨

受益者負担の適正化及び物価高騰下においても引き続き施設を適正に管理する観点から、青葉の森スポーツプラザについて、野球場等の使用料金の額を改定するとともに、野球場のスコアボードの使用料金を定める。

2 改正の内容

(1) 使用料金の額の改定

- ① 対象施設：野球場、陸上競技場、庭球場、弓道場
- ② 使用料金改定の考え方

「千葉市公共施設使用料等設定基準」に基づき、使用料金を改定する。
なお、改定により大幅な増額とならないよう、改定率については現行料金の概ね1.3倍の範囲とする。

【算定式】

使用料金単価 = 施設の管理運営費×受益者負担率（50%） ÷ 利用数

- ③ 主な使用料金の改定例
別紙のとおり

(2) スコアボードの使用料金を定める

【算定式】

使用料金単価 = （設置に要したコスト+償却までのランニングコスト）
÷ 償却までの利用数

【スコアボード使用料金】

区分	1時間につき
入場料の類を徴収しない場合	1,600円
入場料の類を徴収する場合	3,200円

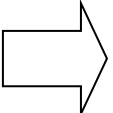
3 施行期日

令和8年4月1日

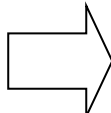
青葉の森スポーツプラザ管理条例の一部改正について

○主な使用料金の改定例

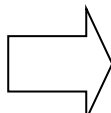
(1) 野球場

区分	改定前				改定後		
	2 時間	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで		2 時間	午前 9 時から午後 1 時まで	午後 1 時から午後 5 時まで
一般	3,300 円	6,600 円	8,230 円		<u>4,290 円</u>	<u>8,580 円</u>	<u>8,580 円</u>
高校生	1,560 円	3,130 円	3,920 円		<u>2,140 円</u>	<u>4,290 円</u>	<u>4,290 円</u>
小中学生	1,000 円	2,010 円	2,500 円		<u>1,430 円</u>	<u>2,860 円</u>	<u>2,860 円</u>

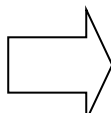
(2) 陸上競技場（個人使用）

区分	改定前			改定後	
	2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき		2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
一般	220 円	110 円		<u>260 円</u>	<u>130 円</u>
高校生	100 円	50 円		<u>130 円</u>	<u>60 円</u>
小中学生	70 円	35 円		<u>80 円</u>	<u>40 円</u>

(3) 庭球場（1 面、2 時間につき）

区分	改定前		改定後
一般	630 円		<u>810 円</u>
小・中・高校生	460 円		<u>540 円</u>

(4) 弓道場（個人使用）

区分	改定前			改定後	
	2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき		2 時間以内	2 時間を超えた場合 1 時間につき
一般	220 円	110 円		<u>280 円</u>	<u>140 円</u>
高校生	100 円	50 円		<u>140 円</u>	<u>70 円</u>
中学生	70 円	35 円		<u>90 円</u>	<u>40 円</u>

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第90号

議案件名 議決事件の一部変更について

(千葉県総合保健医療センター大規模改修工事に係る工事請負契約)

議案書 P87～89

1 提案理由

令和6年3月19日に契約を締結した「千葉県総合保健医療センター大規模改修工事」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号
- (2) 工事概要 内部改修一式
- (3) 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 契約額 当初契約 1,206,700,000円（税込み）
- (5) 工期 令和6年3月20日～令和8年9月5日
- (6) 受注者 松栄・大塚建設共同企業体

3 変更金額

変更前 1,206,700,000円（税込み）
変更後 1,264,157,400円（税込み）
増減額 57,457,400円（税込み）

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 今後のスケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年9月 竣工

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第91号

議案件名 議決事件の一部変更について

(千葉県総合保健医療センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約)

議案書 P90～92

1 提案理由

令和6年3月19日に契約を締結した「千葉県総合保健医療センター大規模改修電気設備工事」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号
- (2) 工事概要 電気設備改修一式
- (3) 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 契約額 当初契約 1,386,957,000円（税込み）
- (5) 工期 令和6年3月20日～令和8年9月5日
- (6) 受注者 福井・増田建設共同企業体

3 変更金額

変更前 1,386,957,000円（税込み）
変更後 1,504,122,400円（税込み）
増減額 117,165,400円（税込み）

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 スケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年9月 竣工

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第92号

議案件名 議決事件の一部変更について

(千葉県総合保健医療センター大規模改修機械設備工事に係る工事請負契約)

議案書 P93～95

1 提案理由

令和6年3月19日に契約を締結した「千葉県総合保健医療センター大規模改修機械設備工事」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区幸町1丁目3番9号
- (2) 工事概要 空調設備改修一式、給排水設備改修一式
- (3) 契約方法 一般競争入札
- (4) 契約額 当初契約 2,387,000,000円(税込み)
- (5) 工期 令和6年3月20日～令和8年9月5日
- (6) 受注者 ステアリスト・綜和熱学工業特定建設共同企業体

3 変更金額

変更前 2,387,000,000円(税込み)
変更後 2,448,112,700円(税込み)
増減額 61,112,700円(税込み)

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 スケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年9月 竣工

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第93号

議案件名 議決事件の一部変更について
(千葉県療育センター大規模改修工事に係る工事請負契約)

議案書 P96～98

1 提案理由

令和6年9月17日に契約を締結した「千葉県療育センター大規模改修工事に係る工事請負契約」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区高浜4丁目8番3号
- (2) 工事概要 内外部改修一式
- (3) 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 契約額 当初契約 515,900,000円（税込み）
- (5) 工期 令和6年9月18日～令和8年3月11日
- (6) 受注者 松栄・大塚建設共同企業体

3 変更金額

変更前 515,900,000円（税込み）
変更後 517,089,100円（税込み）
増減額 1,189,100円（税込み）

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 スケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年3月 竣工
5月頃 供用開始

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第94号

議案件名 議決事件の一部変更について

(千葉県療育センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約)

議案書 P99～101

1 提案理由

令和6年9月17日に契約を締結した「千葉県療育センター大規模改修電気設備工事に係る工事請負契約」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区高浜4丁目8番3号
- (2) 工事概要 電気設備改修一式
- (3) 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 契約額 当初契約 473,000,000円（税込み）
- (5) 工期 令和6年9月18日～令和8年3月11日
- (6) 受注者 橋本・奄美建設共同企業体

3 変更金額

変更前 473,000,000円（税込み）
変更後 490,893,700円（税込み）
増減額 17,893,700円（税込み）

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 スケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年3月 竣工
5月頃 供用開始

議案概要

所属名 建築部建築管理課

議案番号 第95号

議案件名 議決事件の一部変更について

(千葉県療育センター大規模改修空調設備工事に係る工事請負契約)

議案書 P102～104

1 提案理由

令和6年9月17日に契約を締結した「千葉県療育センター大規模改修空調設備工事に係る工事請負契約」において資材・労務単価等が急激に変動したことに対応するため、工事請負契約約款のインフレスライド条項を適用し、契約金額を増額する。

2 変更前の議案概要

- (1) 施工場所 千葉県美浜区高浜4丁目8番3号
- (2) 工事概要 空調設備改修一式
- (3) 契約方法 制限付一般競争入札（総合評価落札方式）
- (4) 契約額 当初契約 506,000,000円（税込み）
- (5) 工期 令和6年9月18日～令和8年3月11日
- (6) 受注者 アスト・大和特定建設共同企業体

3 変更金額

変更前 506,000,000円（税込み）
変更後 523,548,300円（税込み）
増減額 17,548,300円（税込み）

4 変更理由

工事請負契約約款第26条第6項に基づき、受注者との協議によって必要と認められた額について契約金額の増額を行うため。

5 スケジュール

令和7年6月 本議案議決後、変更契約締結
令和8年3月 竣工
5月頃 供用開始